

第7回検討会開催にあたっての意見

令和3年12月9日
一般社団法人 日本食品添加物協会
上田 要一

第7回検討会にあたり、以下、意見を提出します。

1. ガイドライン案に賛成する

前回までに議論された「誤認につながるおそれのある類型」が概ね網羅されている今回のガイドライン案に基本的に賛成する。

使用された食品添加物を表示するという現在の表示制度の普及が優先されるべきであること、及び、敢えて不使用と表示する場合には、消費者に誤認を与えることがあってはならないと考えます。

2. ガイドラインの各類型には消費者の方々の誤認につながる理由を重点的に記述し、該当する表示例は必要最低限に絞るべき

ガイドラインが不使用表示を行う際の「お墨付き」となったり、不使用表示の「指南書」とならないよう、ガイドラインで制定される各類型について、誤認につながる理由を丁寧に記載したガイドラインにすべきと考えます。具体的表示例は最小限にとどめ、挙げられた表示例に類似する表示や同主旨の他の表示も対象となることを明示すべきと考えます。

3. 「保存料不使用のため、お早めに召し上って下さい」の表示を「禁止事項に該当するおそれのある表示」の例とすることは適切と考える

保存料の使用にあたっては、一定の衛生管理のもとに製造された食品の性質に応じ、有効かつ必要最低限の量で使用するものが原則です。衛生状況によっては、使用した保存料が微生物の栄養源となって増殖を促進する場合がありますなど、食品の取扱い状態により開封後の保存性には差異が発生します。

当該表示は、以下の誤認を招くので、表示禁止事項に該当すると考えます。

- 1) 消費者の方々が、消費期限、賞味期限、保存方法等、安全に関わる他の重要表示事項と混同するおそれがある。

- 2) 通常の加工食品において、保存料の使用は、開封前の消費期限、賞味期限に関わるが、開封後の保存性を保証するものではない。係る表示が広まることにより、「保存料が使用されている他の食品については、開封後も安全性が担保されている」との誤認につながって「食中毒のリスクが高まる」おそれがあり、また、「保存料がすべての食品に使用可能である」との誤認にもつながるおそれがあると考えます。

「傷みやすいので開封後は早めに召し上がって下さい」、「おいしく召し上がるために早めにご使用ください」等の表示に代えて係る不使用表示を行うことは、消費者の方々への注意喚起とはならず、食品添加物の使用目的や使用基準に対する消費者の方々への誤認を招くもので、食品産業全体の信頼を損ねるものがあると考えます。

4. 窒素やアルゴンを使用して製造された食品に対して「酸化防止剤不使用」の表示を行うことは、表示禁止事項に該当することをガイドラインに明記すべき

食品の製造にあたり、二酸化硫黄、亜硫酸塩等の酸化防止剤を使用せずに、代替として窒素やアルゴンを使用して高品質化を図る製造技術が普及してきております。窒素やアルゴンは酸化防止機能を有した製造用剤として食品衛生法で使用が認められております。

今後、窒素やアルゴンを用いる製造技術が一層普及することを想定し、これらの食品添加物が製造、貯蔵、及び包装容器空隙の空気置換等で加工助剤として使用された製品に対する「酸化防止剤不使用」の表示が表示禁止事項に該当することをガイドライン中の表示例に明記すべきと考えます(類型4及び類型9に該当)。

5. ガイドラインの表示例を追加すべき

- 1) 類型2の表示例に「防腐剤不使用」を追加

「保存料不使用」と同じ意味で食品表示基準にはない「防腐剤不使用」の表示がされることがあるので、表示例として追加すべきです。防腐剤は現在の食品衛生法では規定されていません。

- 2) 類型10の表示例に以下の「曖昧な表示」を追加

「一切」、「すべて」、「〇〇等」、「〇〇以外」、及びこれらに類する用語を用いた

不使用表示は、他の食品添加物を使用していないかの誤認につながるおそれがあるので表示例に追加すべきです。

6. 食品添加物の代替技術を用いた場合や同一物質が製品に含有されている場合における不使用表示の過度な強調は誤認につながるおそれがあることにつき、ガイドラインや Q&A で明示すべき

当該食品添加物が一般的に使用され、消費者がその使用を予期している食品において、代替物を使用するのではなく、代替技術、新規製造技術の開発により当該食品添加物の不使用が達成された場合にあっては、不使用とだけ表示するのではなく、「他製品よりも優位な品質である理由」等の技術内容を明示することが消費者の方々への情報提供として望ましく、代替物が使用されているとの誤認を防止することにつながると考えます。

また、不使用と表示しながら当該食品添加物と同じ物質がもともとの食品に含まれている場合にあっては、同一物質が含有されていないかの誤認を防止するため、同じ物質を含有する旨を表示することが望ましいと考えます。

これらの表示は、過度に強調された場合はガイドライン類型10に該当すると考えます。また、過度に強調されない場合においても、不使用とのみ表示することが、消費者の方々への情報提供、選択の自由の確保の点から望ましくない旨をQ&A等で明示すべきと考えます。

以 上